

貨物概要

巾 1.2m、長さ 50m の防風・防獣ネット。

合成繊維製の網地に、巾の両端及び一端から 20 cm（他の端からは 1m）の位置に合計 3 本のポリエチレン製ロープを長さ方向に組み入れたもの。

ロープ間隔が 20 cm の部分を L 字型になるように設置させることで、ネット下からの動物が進入しないように防獣用としての利用が可能となる。

分類

関税率表第 5608.19 号 - 2（統計番号 5608.19-091）の合成繊維製のその他の網

分類理由

3 本のロープは、網地そのものを構成しているものではなく、防風及び防獣の機能を有するものとして設置できるように、特に定められた位置に組み込まれたものです。

したがって、単なる反物状の網地ではなく、組み込まれたロープにより防風及び防獣用のネットとして特性が与えられたものであることから、関税率表第 11 部注 7 の規定により「製品にしたもの」と認められますので、第 56.08 項の規定により、合成繊維製のその他の網製品として、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）